

## 実践的主権者教育支援事業補助金の 事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (事業開始の原則30日前)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

\* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】  
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

#### ◎補助金の支払い

額の確定通知後、速やかに振込依頼書を提出してください。振込依頼書提出後、概ね20日以内に支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先 子育て・人財局 総合教育推進課  
鳥取県鳥取市東町一丁目220  
0857-26-7814 sougoukyouiku@pref.tottori.lg.jp